

古林 光一

保険医辞退特集

今回のタイムマシンは、昭和46年(1971年)の「保険医総辞退」の時の記事です。故太田省三元会長が筆をとられています。日本医師会武見太郎会長の全盛時代で、佐藤栄作首相・斎藤昇厚生大臣の時代です。わたしは医学部5回生で、医師免許は斎藤昇

厚生大臣からでした。昭和46年7月1日より28日間、日本中、11万8千人の医師の内7万2千人が保険医を辞退した。A会員は略100%参加。病院はoperしていました。武見・斎藤両者のTV公開討論を覚えていています。その10年前の昭和36年(1961年)の一斉休診も覚えています。四半世紀日本医師会を率いた武見太郎氏の統率力、医師会の結束力を見せつけられます。尾上道晴北区医師会会長の獅子奮迅の戦いぶりも思い出します。当時のような力のある医師会を取り戻したいが、若い先生方の力が必要です。懐かしみながらお読みください。

(昭和47年1月1日発行本誌第87号より当時の記事をご紹介します)

昭和四十六年七月突入の

保険医辞退までの経過について

昭36・7・31 日医、日歯と、政府、自民党との間に所謂四項目の合意書成立、即ち

- ① 医療保険制度の抜本的改正
- ② 医学研究と教育の向上と国民福祉の結合
- ③ 医師と患者の人間関係に基づく自由の確保
- ④ 自由経済社会に於ける診療報酬制度の確立

この為、八月よりの辞退は回避せられた。  
然し爾後十年間、何一つ具体策が練られず放置されたま、僅かな点数の操作に終始したのみで過ぎて来ました。

昭45・12・ 厚生省、薬剤添付販売の廃止を通知

昭45・12・15 日医は、保険医の綱紀粛正、薬剤添付廃止に協力、等を自主的に行い、その見返りとして「診療報酬は物価人件費に対応するスライド制を採用して上げる緊急是正案」を中医協に提案して、獲得せんとした。

昭45・12・30 政府は46年度健保に関する予算案を閣議決定(健

保累積赤字解消案)

- ①再診時一部負担金の新設
- ②入院時一部負担金の増徴、期間延長
- ③標準報酬の上下限の拡大、賞与加算
- ④保険料率の改訂権を社保庁長官にもたせる。

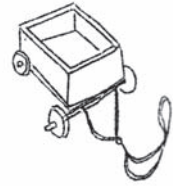
昭46・1・4 前項の予算案を骨子とした健保法一部改正案なるものが厚生省より、社会保険審議会、保会保障制度審議会に諮問があった。

昭46・1・11 日医より府県医師会へ「当面する健保対策について」と題して法案通過阻止を目標とする運動の展開を要望された。

昭46・2・8 「社保医療の不正請求等に対する指導監査について」厚生省保険局長より全国知事に、医療課長より府県保険課長宛通達が出された。

昭46・2・17 一月四日の諮問に対する答申が、厚生大臣に出され、並列答申を賛成と見なして直ちに国会に提案した。

昭46・2・18 「診療報酬体系の適正化について」が公益委員より中医協へ出されたが、これが所謂「審議用メモ」なるもの



作製は厚生省保険局だと言われている。

①技術を適正評価するとして、薬剤多用の潜在技術料を整理する。

②容易に出来る診療行為については診察料を整理する。

③薬価基準を実勢価格に応じ常時改訂。

④甲表の特掲診察料部分を甲乙一本化しその他は二本建てとする。

⑤病、医院別、外来、入院別、病院設備別により点数表を別々に設定する。

⑥診療科別に点数表設定する。

⑦点数表を医師の技術料部分と、その他の部分に分離する。

⑧診療報酬は人件費、物価等の変動にスライドして改訂。

⑨件数定額制、日数定額制の採用。

この他赤字解消策と見られる案が多い。

昭46・2・19 「審議用メモに関する日医文書」を発表し、か、る医師の専門技術を冒瀆した暴案を、官僚に作製せしめた公益委員の責任は重大である、として日医は厚生省関係委員を全員引揚げた。(24日)

昭46・3・4 日医全理事会の決定により、厚生行政に対する「包括的抵抗体制」を確立して、国会陳情、一斉休診、医師大会、総辞退、を以て報いる様全国に通知。

昭46・3・11 近医連、中部医連合同で集団上京陳情した。北区

より和田(土)先生参加。

昭46・3・13 健保改悪阻止府下統一北区医師大会の開催、決議書を作製し関係方面へ発送す。

昭46・3・16 日医保険医辞退の理由、五項目発表

①健保法の抜本改正近代化が著しく遅延

②診療報酬が政府管掌を基準として決定される事の不合理的

③経済成長による物価人件費の上昇を無視して医療機関に著しい損害を与えた。

④診療報酬は医療の特性に対応して体系化されるものであるが、中医協へ提出の「審議用メモ」は全く医療の本質の無視である。

⑤今回の健保改正案は反社会保障的であり、福祉国家を指向する政府の施策としては了解出来ない。

昭46・4・1 日医代議員会。健保改正案の廃案と「審議用メモ」の粉碎を決議する。

昭46・4・14 健保法近代化促進全国医師大会、一橋講堂に於て開催。

昭46・4・22 近医連統一医師大会。扇町プールに於て開催、市庁舎まで街頭デモ行進。

昭46・4・28 日医は五月廿日までに辞退届とりまとめを全国府県会長に指令。

昭46・5・4 「全国一斉抗議デー」の一環運動として北区集會

を開催。

昭46・5・7 府医で郡市区会長、健保改悪阻止対策協議会委員との合同会議。

昭46・5・9 近医連定時委員総会。

昭46・5・12 府医臨時代議員会。五月廿日に辞退届結集を決定。

昭46・5・14 北区臨時代議員会、班長連絡会、日府医の方針を踏襲する。

昭46・5・16 ↓ 18 順次、北区各班々会議開催。

昭46・5・20 北区会員辞退届結集(百六十一通)

昭46・5・21 健保法改正法案審議未了。廃案決定

昭46・5・31 全国一斉辞退届の提出。(七〇〇六六通)

(府六〇八〇通)

昭46・6・9 全国保険担当理事連絡協議会。

昭46・6・17 北区保険医集會開催、府医会長宛に要望書を作製。六月十二日現在辞退数 日医七二五〇四通

府医 六二二三三通  
北区 一六一一通

昭46・6・23 全国保険課長会議、切崩しをはかる。

昭46・6・27 参議員選挙

昭46・6・30 府医代議員、郡市区会長合同協議会開催、突入態勢を更にかためる。

昭46・7・1 辞退突入、発効届数 日医六五一二二通

府医 ?

北区 一六〇通

昭46・7・5 佐藤内閣改造、斎藤新厚相就任。

昭46・7・7 北区保険医集会。

昭46・7・10 「目的完遂大阪府医師総決起大会」

於 中之島中央公会堂

昭46・7・13 20、27、斎藤、武見会談。

昭46・7・28 佐藤、斎藤、武見会談で保険医辞退問題解決へ。

昭46・7・31 日医、府医臨時代議員会。

北区保険医集会の結果、八月より辞退運動解除

し、全員再登録の手續きを行う事とする。

前述の如き経過をたどり、昨年末日医会長が保険医の綱紀肅正、薬剤添付廃止等を自主的に行う案を出し、スライド制の緊急是正を得んとしたが、政府より健保改悪案、公益委員より「審議メモ」が次々と出され、大企業中心の低医療費政策の為に日本の医療制度が破綻を来さんとしている時、メモ等が発火点となり、包括的抵抗体制なるものを考え、辞退必至の形勢に立至ったものと考えられます。

八月解除以後、十数回の中医協の交渉は例によって四ヶ月を経過した今日（十一月廿三日）未だ、何等実績なし。

廿二日深夜接渉で何かがきまると予想して居ましたが亦々駄目。従って十二月一日よりの医療費アップは見込なし、来年の話にな

る、ときまった様です。

（十一月廿九日 太田 記）

## 昭和四十六年七月突入の辞退運動に

### 対するアンケート集計報告

「日本の保険医が初めて経験した、七月辞退について」その成否を謙虚に反省して、将来の資とすべきでないか？」との発言が、八月の北区医師会決算総会の席で、A会員よりなされましたので、本会々長、保険医会議長、保険担当理事等が協議の結果、直ちに反省会を開催するより、先ず主要な案件について、出来るだけ多数の意見を集める意味で、アンケートを募り、その集計と府医に於ても各地区医師会よりアンケートを集めて居られますので、その結果とを参照して、反省会なり、座談会なり、北区医師会誌に発表するなり、の方法を採った方が良く云う事にきまり、A先生の御了解をも得て、九月末の締切りで、アンケートを集めました。

開業医療機関単位に、百五十四通を発送し七十四通の回答を得ました。五割弱の回収率は好成績と云えると思いますが、これは関心の深さによるものと考えられますので、二次、三次の手段を講じて、成果を評価すべきだと思つて居ります。

各項目別の回答数は左の通りです。(或項目だけ印がなかったり、一項目の中に二ヶ所印があったり、で各項の総数は七四になつて居りません。)

A、六月末までの情勢で突入したが、

①突入すべきであった。 三四

②時期尚早であった。 二五

③突入すべきでなかった。 一一

全国保険医の廿年に及ぶ根強い反撥を踏まえて、昨年末より六月までの日医の接渉経過を反映したのか、①と③を比べると、三対一を以て突入を可として居ります。②は設問に難があり、時期尚早ではあったが突入は止むを得なかつた。と解せされる分と、時期尚早で突入すべきでなかつた。と解せられる分とが、他の項目に対する、その方の回答より推定して、混在して居ると考えられ、その数が二五も占めたのは全く出題側のミスでした。

B、辞退突入時の日、府、区医の方針、指導は

①日医 よい 二五 わるい 三八

②府医 よい 三四 わるい 三〇

③区医 よい 五三 わるい 一五

日医、府医、区医と分けて記入する事に問題もあると考えられますが、日、府を可とし、区のみを不可とした回答が二通あつたのはショックでした。

C、辞退解除について(七月末の時点で)

①解除すべきだった。 五七

②続けるべきだった。 一六

八月一ヶ月間の冷却期間がすぎると、七月末の時点では、メソツは兎も角として、解除すべきであつた事を示して居ます。

D、今の時点で判断して(九月下旬)

①効果があつた。 二六

②効果がなかつた。 四四

此の項では、意見欄も参照すると、経済的効果が見られないのみでなく、辞退の意義の不徹底・患者との人間関係の喪失等の点より、②と評価する人が多かつた。

自由に書いて頂いた意見欄は、四二名の方が利用して居られて、主なもの次の通りです。

積弊を蹴とばす為、一度は実力行使に及ぶも止むを得ず、とする意見が多かつた。

時期尚早、乃至突入不可にして結果も亦効なし。と判定された方の意見、例えば「準備不足は充分に補つた上で。」「開業医のみでも同一条件で。」「医師のエゴを排除して。」「医師と患者との人間関係を失わぬ方法で。」「マスクミの虚報を阻止して。」「中医協に於ける戦法を研究して。」等の戦略、戦術をよく研究

し、患者と共闘して保険者に立向うべし。一四名

突入を可とし、効果があったと判定された方の意見では、「現行

医療制度に対する国民の眼を開かせた点で意義があった。」六名

「大多数の会員が踏切ったが、全会員が一致してやれば一層効果があった。」五名

「更に効果をあげるには解除すべきでなかった。」二名

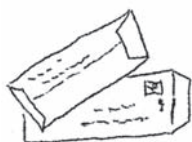
次で日医会長に対して、マスコミで紹介された態度や、責任感を批判して、退陣を求める意見も含めて六名ありました。

少数意見を列記しますと「会員個々の自覚が大切。」「戦果は減収のみであった。」「代行委任制を認める態度に憤慨した。」

「北区医師会長の判断が適切であった。」医師仲間の不信感及軋轢を増した。」「医師の独善が判明しただけでも運動はプラスだった。」等多分に皮肉を含んだ意見もありました。

以上が今回のアンケート概略報告であります。

(太田記)



「後めたい思いをしてもよい人びと」

―ことに私立某大病院管理者の反省をうながす―

岡 田 一 郎

七月に行われた総辞退をふりかえってみて感無量ものがあり、北区の医療機関もよくやったと思っている。今回の総辞退は残念乍らはじめから与論を背にして行われた不利な条件下ではあったが一応協力態勢を遂行し得たのはよろこばしいことであったと同時に「ヤレヤレ」という気持を禁じえない。それにしても医師が公務員でもある官公立病院及び一般保険患者を扱わない会社診療所には脱落者があったことは諒と出来るが、某私立大病院の非協力な態度には不可解でもあり、また平素も何かと非協力の態度があることからみて総辞退を契機に特に管理者に対し熟考を促したい。

ことに現在の日本医療は離れ島で診療をしているのところがいい、「自分だけが」他の協力、理解、後援なくしてはやれるものでもないし、いつかはひとからうとんぜられるであろう。府医師会の機関紙に平素から反医療機関の立場をとりつけている大阪薬業健保組合の場合も医者反感がしらすらずにかあるいは意識をもつてかしないが、組合員の診療内容に及ばなければ幸である。これも健保組合の専務理事などの「常識」の程度問題でもある。

さて、何れ医療費は病院では12%程度上がるということであるし、もしそうなればこの病院でも医療費はヌクヌクと上ることになる。

さて、私が本当に言いたいことは北区内でのこのたびの一連の総辞退問題で尾上会長のとられた態度は立派であったと賛辞を惜しまない。

具体的なことはこの誌面でも遠慮したいが、厳粛な事態のうちにも北区の特殊地区をよく理解し、会員の統率は完べきであったと思うだけに今回の某私立大病院が正面切って総辞退反対の行動をとったことを病院の将来のために残念に思うと共にわれわれは今後の病院側の態度を注視してゆきたいと思っている。

以上はこの病院に好意をもっているものの注意です。

